

実績評価の実施に当たって

1 金融庁における政策評価の取組み

金融庁においては、平成14年4月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて、

国民に対する金融行政の説明責任(アカウンタビリティ)を徹底すること

国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること

国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること

を目指しています。

これまで金融庁においては、政策評価に係る基本計画や実施計画などを策定の上、政策評価に鋭意取り組んでおり(参考資料1)、実績評価に関しては、一昨年、昨年とそれぞれ平成13年度(13年7月～14年6月)及び14年度(14年7月～15年6月)を対象とする実績評価書を作成・公表しました。今回は、これに引き続き、15年度(15年7月～16年6月)を対象とする実績評価を実施し、本評価書を公表するものです。

なお、こうした金融庁の政策評価の取組み状況については、インターネット等により公表しています。(<http://www.fsa.go.jp/seisaku/seisaku.html>)

2 実績評価の実施に当たって(実績評価書の記載内容)

平成15事務年度における実績評価の実施に当たっては、これまでと同様、法律において示されている政策や業務の必要性(目標の実現が、国民や社会ニーズに照らしてどのような意義を持つのか)、有効性(業務の実施が政策の達成に寄与しているか、期待される効果が得られているか)、効率性(業務に投入した資源量が目標の実現にとって効率的であったか)の観点から評価を行うこととしました。

(注)金融庁における「事務年度」とは7月から翌年6月までの期間です。

また、各政策の実績評価の記載に当たっては、政策の効果等について可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めつつ、以下の項目について説明を行いました。

なお、15事務年度の実施計画においては、金融庁の政策の目標について、金融庁設置法に規定されている3つの法定任務を基にして、基本目標、重点目標を導出して体系的な整理を行っています。

政策及び15年度重点施策等

15事務年度の実施計画に定めた「政策」、「15年度重点施策」及び「参考指標」を記載しました。

政策の目標

15事務年度の実施計画に定めた「法定任務」、「基本目標」及び「重点目標」を記載しました。

政策の内容

目標を達成するために実施する内容のほか、政策の意義や必要性などについて説明しました。

現状分析及び外部要因

経済社会情勢の分析や外部要因などについて、客観的な統計データを交えつつ説明しました。また、これまでの金融庁の取組みについても説明しました。

事務運営についての報告及び評価

平成 15 事務年度において政策の達成に向けて行った業務(取組み)内容を説明しました。また、業務内容の説明とは別に、可能な限り取組みの成果(アウトカム)について分析し、評価するよう努めました。なお、説明や分析に当たっては可能な限り客観的なデータを用いました。

今後の課題

当該政策についての今後の課題や取組み方針を説明しました。

当該政策に係る端的な結論

本政策評価が国民に分かりやすいものとなるよう、取組みの成果が上がっているかどうか、また今後の取組み方針について端的な結論を記載しました。

なお、端的な結論の記述に当たっては、次頁の基本類型を参考にしつつ、各政策の状況を踏まえ必要に応じて補足説明を加えました。

平成 15 事務年度の政策評価の実施計画において、取組みの成果(アウトカム)を重視し、目標及び政策を体系的に見直したことを踏まえ、端的な結論の記述について、昨年度実績評価書の記述から一部変更しています。

学識経験を有する者の知見の活用

各政策の評価に当たり「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。なお、今後の政策評価に向けての意見についてはその旨を記載しました。

注記(政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等)

評価に当たっての政策効果把握方法や評価に当たって使用した資料等を記載しました。

【当該政策に係る端的な結論の基本類型】

16 事務年度以降も政策が継続するもの	現時点で成果の発現が予定されるもの	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。
		政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。
		政策の達成に向けて成果は上がっておらず、取組みの見直し等を行う必要がある。
	現時点で成果の発現が予定されないもの	現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向けた制度構築等が行われており、引き続きこれまでの取組みを進めていく必要がある。
		現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要がある。
		現時点では成果の発現は予定されておらず、業務の実施状況や環境の変化等を踏まえ、取組みの充実や改善を行う必要がある。

15 事務年度で政策の主な施策が終了するもの	政策は達成された。
	政策は達成されなかった。

(注) 本事務年度については該当なし。

3 政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見

有識者会議メンバーの方々（参考資料2）から、平成16年8月5日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただき、実績評価書の作成に際し参考とさせていただきました。

有識者会議メンバーからのご意見のなかで、今後の評価のあり方について、「個別の政策の評価だけでなく、基本目標を全体として評価するとどうなるかといったことが判ると、全体感として金融庁の政策目標の認識とその課題が明確になるのではないか。」というご意見をいただいております。今後の評価に活かされるよう努めてまいります。

また、各政策の実績評価に関しても多くのご意見をいただき、評価の参考とさせていただきました。なお、各政策の今後の評価に向けての意見については、各政策の評価結果の「8. 学識経験を有する者の知見の活用」欄に記載しています。

(参考資料1) 金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
13年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入 ・「政策評価に関する標準的ガイドライン（政策評価各府省連絡会議了承）」策定 ・「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定（13年法律第86号） ・「政策評価に関する基本方針」制定（13年12月閣議決定） ・「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行（13年法律第86号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁における政策評価の実施要領」策定（13年3月28日） ・「平成13事務年度の政策評価の運営方針」策定（13年10月31日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定（14年4月1日） ・「事後評価の実施計画」（計画期間14年4月～6月末）策定（14年4月1日）
3月		
6月		
10月		
12月		
14年4月		
14年7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（15年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「事後評価の実施計画」（計画期間14年7月～15年6月末）策定（14年8月6日） ・政策評価（平成13年度実績評価）の実施、評価結果の公表（14年12月26日） ・「平成13年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（15年4月17日）
12月		
15年4月		
6月		

	政府全体の動き	金融庁の動き
15年7月		・「平成15年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間15年7月～16年6月末)策定(15年7月1日)
8月		・政策評価(平成14年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(15年8月29日)
16年4月		・「平成14年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(15年4月23日)
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(16年6月国会報告)	
7月		・「平成16年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間16年7月～17年6月末)策定(15年7月7日)

(参考資料 2)

政策評価に関する有識者会議メンバー

平成 16 年 8 月 1 日現在

	翁	百 合	(株)日本総合研究所主席研究員
座 長	片 田	哲 也	(株)小松製作所相談役特別顧問
	神 作	裕 之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	関	哲 夫	新日本製鐵(株)常任監査役
	田 辺	国 昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	富 田	俊 基	(株)野村総合研究所研究理事
	吉 野	直 行	慶應義塾大学経済学部教授

(計 7 名)

(敬称略・五十音順)